

情 個 審 第 4 号

平成30年5月22日

茨城県公安委員会 御中

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

平成30年1月17日付け茨城県公安委員会第20号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定市立中学校の生徒が死亡した件に関する文書」不開示決定（存否応答拒否）に係る審査請求事案

（情報公開諮問第178号）

（情報公開答申第151号）

ることとなるため、その存否を答えることができないとして、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年11月7日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、茨城県公安委員会（以下「審査庁」という。）に対して、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件行政文書を特定した上で、本件請求に係る情報は、本件生徒及び遺族の住所や電話番号を除いて、全て開示するとの決定を求める。

また、公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張について

ア 文書の探索が不十分であるか、又は本件行政文書を情報公開の適用除外若しくは解釈上の不存在と判断することが違法である。

イ 不開示部分は、いずれも条例第7条第2号に該当しないか、又はたとえ同号に該当したとしても、同号ただし書全てに該当する。

ウ 不開示部分は、いずれも、条例第10条に該当しない。

エ 不開示部分は、いずれも、条例第9条に該当する。

(2) 反論書における主張について

ア 反論書の副本の提出を求めることが行政不服審査法に違反することについて

審査庁から行政不服審査法第30条第1項により「反論書2通（正本及び副本）」を提出するよう求められたが、同項に副本の提出は規定されておらず、裁判と違って、行政不服審査において審査請求人に副本の

提出を義務付けることは、簡易迅速な救済手続とは到底いえず、同法第1条に違反する。

イ 不開示箇所の不開示事由非該当性について

実施機関が存否応答拒否した情報に相当する情報は、他県の警察では部分開示されている。実施機関は、弁明書において縷々主張するが、当該他県において実施機関の主張する事態は惹起^{じやつき}されておらず、明らかに理由がない主張である。

本件生徒の氏名は、遺族により公表されており、その氏名を記載した新聞記事等は、各地の公共図書館等に所蔵され、図書館法及び著作権法の規定により、何人も閲覧・複写・写しの取り寄せ等ができる。

ウ 公益上の理由による裁量的開示を行う場合に該当することについて

本件行政文書は、いじめという国家犯罪により自殺に追い込まれた子どもの重大な人権問題に係る文書である。このような場合に、公益上の理由による裁量的開示を実施しなかったら、いかなる場合にも公益上の理由による裁量的開示を実施することはできないであろう。

子どもの権利に関する条約（児童の権利に関する条約）は、我が国も締結し、我が国において発効している。条約は条例の上位法であり、締約国が批准した条約は国内法としての効力を有しており、日本国憲法第98条第2項により、茨城県には条約を誠実に遵守する義務があるから、条例の規定に基づく開示決定等の処分も、審査会の答申も、その答申を受けた再処分も、全て条約の規定に拘束される。

子どもの権利条約委員会の勧告を遵守して本件行政文書を開示すべきである。

当該勧告を無視することは、明らかに子どもの権利条約の各規定及び全体の精神並びに日本国憲法第98条第2項に違反する。

また、国際連合の自由権規約委員会から、「規約の権利の国内裁判所での適用可能性6. 委員会は、締約国が批准した条約が国内法としての効力を有していることに留意する一方、規約のもとで保護されている権利が裁判所によって適用される事例の数が限られていることを懸念する。

（2条）」との勧告を受けていることを申し添える。審査会も同様である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

通常、人が死亡した場合、その全てが警察の死体取扱いの対象となるわけではなく、その者が不自然な死を遂げた可能性があり、家族や医師等から警察に通報があった場合に警察が取り扱うこととなるが、警察における死体取扱いは、取扱いの有無を含め個人の情報となるため、死体取扱い自体が、条例第7条第2号本文に該当する。

また、一般的に、中学生の自殺事案であれば、自殺原因の調査等を行うために学校等から事情聴取することもあり得るが、警察が事情聴取をした事実や、それにより得た情報については、死者又は関係者の個人情報に該当するため、条例第7条第2号本文に該当する。

そもそも、審査請求人は、本件生徒を特定した上で本件請求に及んでいることから、本件請求に係る情報は、全て本件生徒の情報となり、条例第7条第2号本文に該当する。

以上のとおり、警察の取扱対象となった事実の有無及びそれに関わる全ての情報は、不開示情報として条例第7条第2号に規定する個人に関する情報に該当する。

続いて、同号ただし書該当性については、一般的に、個人の自殺事案を警察で取り扱ったとしても、法令の規定や慣行として公にされるべき情報とはいえ、事後において公にされることが予定される情報でもないことから、同号ただし書アの情報には該当しない。

また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要である情報とは認められず、同号ただし書イについても該当しない。

さらに、本件生徒は、公務員や独立行政法人の職員ではないため、本号ただし書ウについても該当しない。

よって、本件請求に係る情報については、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

2 条例第10条（行政文書の存否に関する情報）該当性について

本件行政文書は、特定の個人に関する文書であり、その存否を明らかにするだけで、不開示情報である「特定の個人が警察の取扱対象となった事実の有無」が明らかとなることから、条例第7条第2号の不開示情報を開示することになる。

よって、本件行政文書の存否を明らかにすることは、必然的に、条例第7条第2号の不開示情報を開示することとなるため、条例第10条に該当する。

3 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）該当性について

本件請求を受けて裁量的開示を検討したか否かを回答することは、それだけで行政文書の有無を明らかにすることになり、実施機関は、本件請求に対し存否応答拒否の処分が妥当と判断していることから、条例第9条の該当性については、回答しないものとする。

なお、仮に審査請求人が請求するような特定の個人の自殺事案に係る文書を保有していたとしても、当該文書を公開することに死者及び遺族等のプライバシー保護に優越するような公益性は認められないことから、条例第9条には該当しないものと判断する。

4 結論

以上のおり、実施機関は、条例の規定に基づき適正に本件処分を行ったものであるから、本件審査請求については、棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件行政文書の存否を答えることによって明らかになる情報について

本件行政文書の存否を答えることによって明らかになる情報は、本件生徒が警察の取扱対象となった事実の有無（以下「本件存否情報」という。）であると認められる。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件存否情報が、条例第7条第2号の不開示情報に該当するとして、条例第10条の規定により本件処分を行っていることから、まず、本件存否情報が条例第7条第2号の不開示情報に該当するかどうかについて検討し、次に、本件行政文書が条例第10条に該当するかどうかについて検討することとする。

(1) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(同号ただし書アからウまでに掲げる情報を除く。)を不開示情報としている。

これを本件存否情報についてみるに、審査請求人は、本件請求に係る開示請求書に特定の個人である本件生徒の氏名等を記載して本件請求を行っ

ていることから、本件存否情報は、個人に関し警察の取扱対象となった事実の有無が明らかになる情報であって、氏名等の記述等により特定の個人が識別されるものであり、同号本文の情報に該当すると認められる。

また、審査請求人は、本件生徒の氏名は遺族により公表されている旨主張しているが、本件生徒の氏名が本件生徒の遺族により公表されていることをもって、本件存否情報が法令又は慣行により公にされている情報であるとまではいえないから、本件存否情報は、同号ただし書アの情報に該当するとは認められない。

さらに、本件存否情報について、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる事情があるとはいえないから、本件存否情報は、同号ただし書イの情報に該当するとは認められない。

なお、本件生徒は、同号ただし書ウに規定する公務員等ではないから、本件存否情報は、同号ただし書ウの情報にも該当しない。

したがって、本件存否情報は、同号の不開示情報に該当すると認められる。

(2) 条例第10条該当性について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

上記(1)のとおり、本件存否情報は、条例第7条第2号の不開示情報に該当し、本件行政文書は、その存否を答えるだけで、同号の不開示情報に該当する本件存否情報を開示することとなることが認められる。

(3) 小括

上記(1)及び(2)から、実施機関が条例第10条の規定により本件行政文書の存否を明らかにしないで行った本件処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、他県において本件存否情報に相当する情報が開示されている旨主張しているが、条例に基づく上記の判断に影響を及ぼすものではない。

3 公益上の理由による裁量的開示について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示

請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定している。

この「公益上特に必要がある」とは、行政文書を開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の特別の理由があることをいうと解されている。

そこで、実施機関が本件行政文書を保有していたと仮定した上で、実施機関が同条の規定により本件行政文書を裁量的に開示しないことが不当であるかどうかについて検討すると、審査請求人の上記第3の2（2）ウの主張を考慮してもなお、本件行政文書を開示することに本件行政文書を開示しないことにより保護される個人の権利利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められない。

よって、実施機関が本件行政文書を保有していたと仮定しても、実施機関が同条の規定により本件行政文書を裁量的に開示しないことが不当であるとはいえない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、上記1から3までの判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のことから、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
平成30年	1月	17日	諮問受理	
平成30年	3月	22日	審査	(平成29年度第5回審査会第一部会)
平成30年	5月	8日	審査	(平成30年度第1回審査会第一部会)